

市教組は、12月7日、「権限移譲にかかる教職員の人事給与制度」の「主務教諭選考の細部事項の変更」について、教育委員会と事務折衝を行った。

11月15日に教育委員会から提案を受けた主務教諭選考の細部事項の変更（2018. 11. 15付の市教組ニュース号外を参照）を受けて、市教組は、「今回の修正提案を昨年度の主務教諭選考時において実施したとした場合、主務教諭になれた可能性のある育児休業取得者はいるのか。」と質したのに対し、教育委員会は、「主務教諭になれた可能性のある育児休業取得者は一定数存在する。」と回答した。

このことから市教組は、育児休業取得者にかかる不利益を解消する観点から、なお、不利益を被っている者に対しても、何らかの救済措置をとるべきであるとして、次回の手答交渉において、誠意ある手答を行うよう教育委員会に求めて交渉を終えた。

市教組は、引き続き、育児・介護休暇の取得者が不利益とならないよう、改善に向け取り組みを強める。

※交渉内容は以下のとおり

組…市教組 市…教育委員会

組： それでは、前回の提案交渉で示された内容について、書記長より質疑を行う。

組： まず、始めに、今回の修正提案により、選考基準が変更されることから、育児休業取得者に対する不利益な取り扱いが一定程度解消するものと理解している。

しかし、今回の修正提案を実施しても、なお、主務教諭になれない育児休業取得者はいるのか。教育委員会の見解を求める。

市教組は、育児休業取得者の不利益を解消するために更なる改善を求めて教育委員会を質す！

市： 書記長ご指摘の方につきましては、基準日の前4年まで遡っても人事評価の無い方でありまして、選考の結果、欠格となりますことから、一定数、存在するものと考えております。

組： 我々としては、主務教諭の選考において、出産や育児を理由とした不利益な取り扱いがあってはならないと考えている。

今回の修正提案を、昨年度の主務教諭選考時において実施していた場合、主務教諭になれた可能性のある育児休業取得者はいるのか。

市： 一定数存在するものと考えます。

組： 教育委員会の回答によれば、今回の修正提案を、昨年度に実施していれば、主務教諭になることができた育児休業取得者がいた可能性があるということである。

そうであるならば、主務教諭制度において、育児休業取得者にかかる不利益を解消する観点から、なお、不利益を被っている者に対しても、何らかの救済措置をとるべきであると考える。

この点について、教育委員会の再考を強く求めておく。

組： ただいま、書記長より、主務教諭選考の細部事項の変更について、質したところである。教育委員会は、次回の手答交渉において誠意ある手答を行うよう求めておく。

市： ただいま、大阪市教職員組合の皆様方からさまざまなご指摘、ご意見を頂戴したところでございます。本日の折衝結果を踏まえ、来る12月13日 午後4時から、市役所地下1階第3 共通会議室で行う交渉において、誠意をもって手答をさせていただきますので、本日のところはよろしく願いいたします。

市教組は、組合員の権利を守る闘いを今後も続けます！